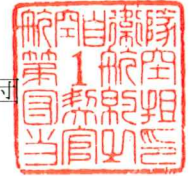


公 告

契約担当官
航空自衛隊第1航空団
会計隊長 伊藤 勝



次により一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」を熟知の上、参加されたい。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 業務車1号I検査外20件
- (2) 受渡場所 契約相手方指定場所
- (3) 履行場所 契約相手方指定場所
- (4) 履行期間 契 約 締 結 日 ～ 令 和 8 年 3 月 31 日

2 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の交付を受けた者で「役務の提供等」D級以上に格付け『東海・北陸地域』の競争参加資格を有する者。
- (2) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に基づき、競争に参加できないとされた者でないこと。
- (3) ア 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
イ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
ウ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

3 契約条項を示す場所 静岡県浜松市中央区西山町無番地 航空自衛隊浜松基地 会計隊

4 競争執行の場所及び日時

- (1) 場 所 航空自衛隊浜松基地 会計隊 入札室
- (2) 入札日時 令 和 7 年 5 月 9 日 (金) 11 時 00 分

5 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 予決令第77条第二号により免除
- (2) 契約保証金 予決令第100条の3第三号により免除

7 入札の無効

競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札

8 契約書等作成の要否 要

9 落札決定方式 単価決定

10 契約方法 単価契約

11 その他

- (1) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。
- (2) 入札に先立ち、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを提出すること。(FAX可)
- (3) 本入札における郵便入札を可とする。配達記録を有する手段により、令和7年5月7日(水)必着。
- (4) 入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税額相当分を加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。なお、免税事業者については、消費税及び地方消費税相当分を上乗せする。
- (5) 本書記載事項の詳細については、会計隊契約班に照会のこと。
電話(053)472-1111 内線 3772 FAX(053)472-7735

担当: 永田

22警LPS-V-05007

令和 6年 3月 4日

現地外注整備共通仕様書

(道路運送車両法適用除外市販型車両)

航空自衛隊御前崎分屯基地

目 次

1	総則	
1. 1	適用範囲	1
1. 2	用語の定義	1～2
1. 3	関連文書	2
1. 4	仕様書の分類	2～3
2	役務に関する要求	
2. 1	一般	3
2. 2	整備作業の種類	3
2. 3	作業内容	3～4
2. 4	部品・材料	4～5
2. 5	機能・性能	5
3	品質保証	
3. 1	品質保証資料	5
3. 2	監督・検査	5
3. 3	保管責任	5
3. 4	修理完成品	5
4	その他の指示	
4. 1	提出書類	5
4. 2	官給品	5
4. 3	付属品・予備品	5
4. 4	計測器・試験装置	6
4. 5	安全管理	6
4. 6	補給の手続	6
4. 7	契約相手方の技術協力	6
4. 8	車両等の受け渡し	6
4. 9	仕様書の疑義	6

航 空 自 衛 隊 仕 様 書			
仕様書の 種 類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	共 通 仕 様 書	
物品番号		仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	現地外注整備共通仕様書 (道路運送車両法適用除外市販型車両)	2 2 警隊 L P S—V—0 5 0 0 7	
		承 認	令和 6 年 3 月 4 日
		作 成	令和 6 年 3 月 4 日
		改 正	令和 年 月 日
		作成部 隊等名	第 2 2 警戒隊 基地業務小队

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、第 2 2 警戒隊長（基地業務担当部隊の長）が行う道路運送車両法適用除外となっている市販型車両の外注整備について、契約相手方が実施する共通事項について規定する。

1.2 用語の定義

この仕様書及びこの仕様書を適用する個別仕様書において用いる用語の定義は、次による。

1.2.1 関連文書

関連文書とは、当該仕様書に引用する文書及び当該仕様書の参考となる文書で次のものをいう。

a) 引用文書

引用文書とは、当該仕様書に直接引用した文書及び図面をいう。

b) 参考文書

参考文書とは、当該仕様書に規定した事項をさらに理解させるため、参考となる文書及び図面をいう。

1.2.2 個別 T O

個別 T O とは、次に示すものをいう。

a) 当該車両等に適用する技術指令書（J．T．O．）

b) 製造会社取扱説明書等（製造会社が車両等の整備を目的として作成した取扱説明書、修理書、オーバーホール指令書、整備基準、部品目録及び図面で整備作業の基準となるもの。）

品名	現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用除外市販型車両）
----	-------------------------------

1.2.3 車両等

車両等とは、航空自衛隊車両等整備基準（J. T. O. 00-10-9）第1-2表に示す車両及びその構成品、部品、付属品及び予備品をいう。

1.2.4 修理不能

修理不能とは、次の各号の場合をいう。

- a) 個別仕様書に規定された修理限度を超える場合
- b) 個別仕様書に特に規定がない限り、修理に必要な部品材料費（官給品を含む。）、役務費及び梱包輸送費を含む総費用が、車両購入価格の65%以上になる場合
- c) 特に官側が規定した場合

1.2.5 監督

監督とは、契約の適正な履行を確保するため契約相手方の履行途中において、契約の要求事項に適合するか否かを確認することをいう。

1.2.6 検査

検査とは、車両等の品質及び機能、性質が当該契約の要求事項に適合するか否かを確認し合格又は不合格の判定を行うことをいう。

1.3 関連文書

関連文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、特に版を指定する以外は入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

1.3.1 引用文書

a) 法令等

自衛隊の使用する自動車に関する訓令

（昭和45年防衛庁訓令第1号）

自動車整備標準作業点検表（日本自動車整備振興会連合会）

b) 技術指令書

航空自衛隊装備品等共通整備基準（J. T. O. 00-10-1）

航空自衛隊車両等整備基準（J. T. O. 00-10-9）

車両等の塗装及び標識（J. T. O. 36-1-3）

車両等の防錆処置要領（J. T. O. 36-1-52）

車両等検査要項（J. T. O. 36-1-6）

個別TO等

1.3.2 参考図書

a) 航空自衛隊物品管理補給規則（昭和43年航空自衛隊達第35号）

b) 航空自衛隊装備品等整備規則（昭和46年航空自衛隊達第10号）

c) 航空自衛隊調達規則（JAFR124）

d) 航空自衛隊物品管理補給手続（JAFR125）

e) 航空自衛隊の車両及び器材等に対する給油指令（J. T. O. 00-20B-6）

1.4 仕様書の分類

車両等の外注整備仕様書を次のとおり分類する。

品名	現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用除外市販型車両）
----	-------------------------------

a) 現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用除外市販型車両）

この仕様書は、車両等の外注整備について基本的事項を規定する。

b) 個別仕様書

この仕様書は、外注整備について個々の車両等に対する要求事項を規定する。

2 役務に関する要求

2.1 一般

整備作業は、次の各号に示す要求事項を満たすものとし、整備作業の実施に際しては車両等の特性、状態を考慮して整備資源及び整備工数等を経済的かつ効率的に使用して作業を実施しなければならない。

2.2 整備作業の種類

a) 定期検査

定期検査整備は、航空自衛隊車両等整備基準（J. T. O. 00-10-9）に定めるI検査又はM検査を実施するものとする。

b) 追加整備

自衛隊の使用する自動車に関する訓令の保安基準（以下「保安基準」という。）に適合しない状態又はそのおそれがあると認められる場合は、その状態を監督官に報告し、監督官の承認を得た後に分解整備や修理等の作業を実施するものとする。

c) その他の整備

その他の整備は、個別仕様書で規定した作業を実施する。

2.3 作業内容

この仕様書の第2.2項に示す各工程の作業は、個別仕様書で特に規定するほかは、次のとおり実施しなければならない。

2.3.1 定期検査

定期検査は、航空自衛隊車両等整備基準（J. T. O. 00-10-9）に定めるI検査又はM検査について車両等検査要項（J. T. O. 36-1-6）の検査手順に従い、個別TO等に定める整備基準に基づき目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い、車両等が規定の性能を発揮するに必要な作業の要否を確認するとともに、結果を航空自衛隊車両等整備基準（J. T. O. 00-10-9）に規定されている作業用紙（別紙様式第5，第6）に記録するものとする。

2.3.2 追加整備

a) 分解整備

定期検査の結果、判明した要修理箇所を整備するため必要な単位に分解する。また、分解した部品は個別TO等に定める整備基準等に基づき目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い車両等が規定の性能を発揮するに必要な修理方法及び交換を要する構成品、部品、材料（以下「部品等」という。）を判定する。確認の結果を外注整備修理明細表（別紙様式第1）に記録し、監督官の承認を得るとともに、分解した部品等は交換部品等を除き必要な清浄度を保持する処置を行う。

品名	現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用除外市販型車両）
----	-------------------------------

b) 修理等

修理等は、この仕様書の第2.3.2項第a)号で判定された修理方法により要修理箇所を車両等が規定の性能を発揮するように修復するため次の作業を行う。

1) 交換

交換は、第2.3.2項第a)号で交換を要すると判定された部品等を第2.4項により交換する。

2) 加工

加工は、修理のため要修理品の状態、特性に応じ最も適した方法で行う。

3) 組立・調整

組立・調整は、第2.3.2項第a)号で使用可能品と判断されたもの又は第2.3.2項第1)号及び第2)号により修復した部品等を車両等の性能を発揮させるため適正な手順、方法により組立、必要に応じ各部位を調整する。

4) 潤滑

潤滑は、車両等の必要な部位又は部品等に必要な潤滑効果を得るため、適合した油脂を選定（官給品は除く。）のうえ適正量を給油する。

2.3.3 塗装等

a) 塗装及び標識

塗装及び標識は、個別仕様書で特に規定する場合を除き、車両等の塗装及び標識（J. T. O. 36-1-3）に基づき実施するものとする。実施にあたっては、極力部分塗装とし、全面塗装を実施する場合は、監督官の指示を得て実施する。なお、全面塗装を実施する場合、塗装回数は下塗り（プライマー塗装）1回、上塗り2回以上とする。

b) 塗色

塗色は、車両等の塗装及び標識（J. T. O. 36-1-3）による。ただし部分塗装を実施する場合には、周辺の塗色に極力一致させるものとする。

2.3.4 作業の中止

次に示す場合は、作業を一時中止し、監督官に申し出て官側の指示を受けるものとする。

a) 車両等を修復するため、仕様書で規定した以外の整備作業が必要な場合

b) 車両等が整備作業中に修理不能に該当すると判明した場合

ただし第1.2.4項第b)号に該当する場合は、修理不能品発生（見込）報告書（別紙様式第3）を作成し官側に提出するものとする。

2.4 部品・材料

a) 整備作業に必要な部品等は個別仕様書で規定したものを除き、契約相手方で準備するものとする。

b) 部品等は、原則として製造会社の純正部品とする。

c) 整備作業において修理不能品（組部品）が発生し、これの使用可能な部品等が他の組部品の修理等に流用することが可能な場合は、活用を図り修理費を節減する。た

品名	現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用除外市販型車両）
----	-------------------------------

だし、流用は同一契約の範囲内とする。

d) 整備作業において交換した部品は、すべて官側に返納するものとする。

2.5 機能・性能

車両等の機能・性能は保安基準に適合したものでなければならない。

なお、個別仕様書に規定がある場合には個別仕様書による。

3 品質保証

3.1 品質保証資料

契約相手方は、この仕様書の2. 3項により作成した結果等を品質保証資料として、これらの写しを契約が完了した会計年度の翌年の3月31日から5年間保管し、いつでも参照できる状態にしておかなければならない。

3.2 監督・検査

監督・検査は、補給本部長の定める監督・検査実施要領により実施するものとする。

3.3 保管責任者

車両等の引き渡しから引き取りの間の一切の責任は、契約相手方の責任とする。

なお、修理期間中における契約相手方の過失、その他により生じた損害はすべて契約相手方の負担とする。

3.4 修理完成品

車両等の引き取りから6か月以内において機能不良、損害等が発生し、その原因が契約相手方によるものであることが明らかに認められる場合には、契約相手方は無償で再修理の責を負うものとする。

なお、判定については両者協議のうえ決定するものとする。

4 その他の指示

4.1 提出書類

契約相手方は、次の書類を整備作業終了後、官側に提出しなければならない。

- a) 外注整備修理明細表（別紙様式第1）
- b) 官給部品使用明細書（別紙様式第2）
- c) 修理不能品発生（見込）報告書（別紙様式第3）
- d) 車両等員数表（別紙様式第4）
- e) 車両等作業用紙（別紙様式第5，第6）
- f) 点検整備記録簿
- g) その他官側の指示するもの

4.2 官給品

契約相手方は、原則として官給を受けなければならない。

なお、官給を受けた場合は、官給部品使用明細書（別紙様式第2）を作成し官側に提出するものとする。

4.3 付属品・予備品

付属品・予備品の整備は、個別仕様書で特に指定した場合を除き原則として整備の対象外とする。

品名	現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用除外市販型車両）
----	-------------------------------

4.4 計測器・試験装置

車両等が要求事項に適合していることを確認するために使用する計測器・試験装置は道路運送車両法の規定に適合したものでなければならない。

4.5 安全管理

契約相手方は、各試験の実施、危険物及び高圧ガスの製造取扱い、公害の発生する恐れのあるものの取扱い並びにその他作業事故を起こしやすい作業について法令に係るものは当該法令（契約相手方が必要により定めた基準等を含む。）に基づき適切な安全管理を実施しなければならない。

4.6 補給の手続き

次の事項に示す補給上の手続きについては、官側の指示による。

- a) 車両等の受け渡し
- b) 官給品の請求手続き等
- c) 交換した部品の返納処置

4.7 契約相手方の技術協力

契約相手方は、官側からの次の事項について依頼された場合には、技術協力を実施しなければならない。

- a) 不具合に関する原因、対策及び処置に関する調査、検討
- b) その他技術事項に関する資料等の提出又は提示

4.8 車両等の受け渡し

- a) 車両等の搬入・搬出は、原則として官側が実施するものとする。その際に、契約相手方は車両等の員数を確認し車両等員数表（別紙様式第4）を作成し、官側に提出するものとする。その他細部については官側の指示によるものとする。
- b) 搬入・搬出の整備工場については、御前崎市、菊川市、牧之原市、島田市、吉田町、藤枝市、焼津市、掛川市、袋井市、浜松市にあり、基地から45km圏内にあること。

4.9 仕様書の疑義

この仕様書について疑義が生じた場合は、官側に申し出て調整するものとする。

外注整備修理明細表

[illegible]

修理不能品発生（見込）報告書

航空自衛隊

第 1 航空団

契約担当官 殿

住 所

会 社 名

代表者名

調達要求番号		数量	
契約番号		金額	
契約年月日		納期	
品 名			

上記について、修理限度額超過が見込まれますので、指示されたく報告します。

監督官確認

年 月 日

階 級

氏 名

車 両 等 員 数 表				
車 両 名		受入年月日		
		引渡年月日		
物品番号		差出部隊名		
証書番号		車両番号		
調達要求番号		契約番号		
会社名				
物 品 名	定数	現 況	状 態	備 考
搬入時累計走行料（時間）数				
検査官		監督官		

車 両 等 作 業 用 紙 (一 般 車 両)				整備作業チェック記号	
車 種	検査の種類	管理換 ※印	✓ 良好	T 締付	×
自動車番号	所属部隊	第 2 2 警戒隊	× 調整	C 清掃	×
開始日付	完了日付		×× 取換	L 給油	×
			××× 修理	分解したら記号を○で囲む	
点 検 項 目		記	備考	点 検 項 目	
I. かじ取り装置				1. タイヤの状態	
1. ハンドルの操作具合				(1) タイヤの空気圧 (スベア・タイヤ含む)	
2. ステアリング・ギア・ボックスのオイル漏れ				(2) タイヤの亀裂、損傷	
3. ステアリング・ギア・ボックスの取付けの緩み				(3) タイヤの溝の深さ、異常摩耗	
4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷				* タ イ ヤ の 溝 の 深 さ	
5. ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂、損傷				前 輪 左 前 mm 右 前 mm 後 輪 左 前 mm 右 前 mm	
6. ステアリング・ナックル連結部のがた				後 mm 後 mm 後 mm 後 mm	
7. ホイール・アライメント					
8. パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷					
9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量 ※				2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み	
10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み				3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷	
II. 制動装置				4. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷	
1. ブレーキ・ペダルの遊び、踏み込んだ時の床板とのすき間				5. フロント・ホイール・ベアリングのがた	
2. ブレーキのきき具合				6. リア・ホイール・ベアリングのがた	
3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ				IV. 緩衝装置	
4. パーキング・ブレーキの効き具合				1. リーフ・スプリングの損傷	
5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態				2. リーフ・サスペンション取付部、連結部の緩み、がた、損傷	
6. リザーバ・タンクの液量				(1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンド	
7. ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷				(2) スプリング・ブラケットの取付部	
8. ブレーキ・ホイール・シリンダの機能、摩耗、損傷				(3) リーフスプリング・ピンなど連結部	
9. ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷				(4) トルク・ロッド (ラジマス・ロッド) の連結部	
10. ブレーキ・チャンバ・ロッドのストローク				3. コイル・スプリングの損傷	
前 輪 左 前 mm 右 前 mm 後 輪 左 前 mm 右 前 mm				4. コイル・サスペンション取付部、連結部の緩み、がた、損傷	
後 mm 後 mm 後 mm 後 mm				(1) サスペンションの各取付ボルト、ナット	
				(2) サスペンションの各取付部のがた	
				(3) サスペンションの各部の損傷、ボールジョイントのダスト・ブーツの亀裂、損傷	
11. ブレーキ・チャンバの機能				5. エア・サスペンションのエア漏れ	
12. ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ、リレー・バルブの機能				6. エア・サスペンションのベローズの損傷	
13. ブレーキ倍力装置のエア・クリーナの詰まり				7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷	
14. ブレーキ倍力装置の機能				8. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能	
15. ブレーキ・カムの摩耗				9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷	
16. ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間				V. 動力伝達装置	
17. ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗				1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れたときの床板とのすき間	
18. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷				(1) クラッチ・ペダルの遊び	
19. バック・プレートの状態				(2) レリーズ・フォーク先端の遊び	
20. ブレーキ・ディスクとパッドとのすき間				(3) クラッチ・ペダルの床板とのすき間	
21. ブレーキ・パッドの摩耗				2. クラッチの作用	
前 輪 左 前 mm 右 前 mm 後 輪 左 前 mm 右 前 mm				3. クラッチ液の量	
後 mm 後 mm 後 mm 後 mm				4. トランスミッション、トランスファのオイル漏れ	
				5. トランスミッション、トランスファのオイル量	
				6. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み	
22. ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷				7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷	
23. センタ・ブレーキ・ドラムの取付の緩み				8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた	
24. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間				(1) スプライン部の摩耗によるがた	
25. センタ・ブレーキのライニングの摩耗				(2) 自在継手部の摩耗によるがた	
26. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷				9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンター・ベアリングのがた	
27. 油圧式二重安全ブレーキ機構の機能				10. デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量	
III. 走行装置					

VI. 電気装置					5. 燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷				
1. スパーク・プラグの状態						6. 触媒等の排出ガス減少装置の取り付けの緩みと損傷			
2. 点火時期						7. 二次空気供給装置の機能			
3. ディストリビュータのキャップの状態						8. 排気ガス再循環装置の機能			
4. バッテリーのターミナル部の緩みと損傷						9. 減速時排気ガス減少装置の機能			
5. 電気配線の接続部の緩みと損傷						10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態			
VII. 原動機					IX. 附属装置等				
1. 低速と加速の状態						1. ホーンの作用			
2. 排気の状態						2. ワイパー及びウインド・ウォッシャの作用			
CO		HC		黒煙		3. デフロスタの作用			
						4. 施錠装置の作用			
						5. エキゾースト・パイプ、マフラー等の取付けの緩みと損傷			
3. エア・クリーナ・エレメントの状態						6. マフラーの機能			
4. エア・クリーナの油の汚れと量						7. 火花防止装置の状態			
5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態						8. エア・タンクの凝水			
6. エンジン・オイルの漏れ						9. エア・コンプレッサの機能			
7. 燃料漏れ						10. プレッシュャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能			
8. ファン・ベルトの緩みと損傷						11. 非常口の扉の機能			
9. 冷却水漏れ						12. 車枠、車体の緩みと損傷			
VIII. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置						13. 連結装置のカブラの機能と損傷			
1. メータリング・バルブの状態						14. 連結装置のピントル・フック摩耗、亀裂、損傷			
2. ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷						15. シート・ベルトの状態			
3. 燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷						16. 開扉発車防止装置の機能			
4. チャコール・キャニスタの詰まりと損傷						17. シャン各部の給油脂状態			
署名については、※印の項目のみであれば整備員印欄及び整備隊等の長印欄にそれぞれ整備実施者、その所属隊等の長の署名又は押印で可、検査員印欄及び整備幹部印欄は省略可。 付記又は特記事項									
整備員印		検査員印		整備幹部印		整備部隊等の長印			

車両等作業用紙（施設・荷役その他車両等）				整備作業チェック記号	
車 種	検査の種類	1 2 3 管理換 ※印	✓ 良好	T 締付	×
自動車番号	所属部隊	第22警戒隊	× 調整	C 清掃	×
開始日付	完了日付		×× 取換	L 給油	×
			××× 修理	分解したら記号を○で囲む	
点 検 項 目		記	備考	点 検 項 目	
I. かじ取り装置			1. タイヤの状態		
1. ハンドルの操作具合			(1) タイヤの空気圧（スベア・タイヤ含む）		
2. ステアリング・ギア・ボックスのオイル漏れ ※			(2) タイヤの亀裂、損傷		
3. ステアリング・ギア・ボックスの取付けの緩み			(3) タイヤの溝の深さ、異常摩耗		
4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷			* タ イ ヤ の 溝 の 深 さ		
5. ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂、損傷			前 輪 左 前 mm 右 前 mm 後 輪 左 前 mm 右 前 mm		
6. ステアリング・ナックル連結部のがた			後 mm 後 mm 後 mm 後 mm		
7. ホイール・アライメント					
8. パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷					
9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量 ※			2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み		
10. パワー・ステアリング装置の取付けの緩み			3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷		
II. 制動装置			4. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷		
1. ブレーキ・ペダルの遊び、踏み込んだ時の床板とのすき間 ※			5. フロント・ホイール・ベアリングのがた		
2. ブレーキのきき具合 ※			6. リア・ホイール・ベアリングのがた		
3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ ※			IV. 緩衝装置		
4. パーキング・ブレーキの効き具合 ※			1. リーフ・スプリングの損傷		
5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態			2. リーフ・サスペンション取付部、連結部の緩み、がた、損傷		
6. リザーバ・タンクの液量 ※			(1) リーフ・スプリングのUボルト、スプリング・バンド		
7. ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷			(2) スプリング・ブラケットの取付部		
8. ブレーキ・ホイール・シリンダの機能、摩耗、損傷			(3) リーフスプリング・ピンなど連結部		
9. ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷			(4) トルク・ロッド（ラジマス・ロッド）の連結部		
10. ブレーキ・チャンバ・ロッドのストローク			3. コイル・スプリングの損傷		
前 輪 左 前 mm 右 前 mm 後 輪 左 前 mm 右 前 mm			4. コイル・サスペンション取付部、連結部の緩み、がた、損傷		
後 mm 後 mm 後 mm 後 mm			(1) サスペンションの各取付ボルト、ナット		
			(2) サスペンションの各取付部のがた		
			(3) サスペンションの各部の損傷、ボールジョイント		
			ダスト・ブーツの亀裂、損傷		
11. ブレーキ・チャンバの機能			5. エア・サスペンションのエア漏れ		
12. ブレーキ・バルブ、クイック・リリース・バルブ、リレー・バルブの機能			6. エア・サスペンションのペローズの損傷		
13. ブレーキ倍力装置のエア・クリーナの詰まり			7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷		
14. ブレーキ倍力装置の機能			8. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能		
15. ブレーキ・カムの摩耗			9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷		
16. ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間			V. 動力伝達装置		
17. ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗			1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れたときの床板とのすき間		
18. ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷			(1) クラッチ・ペダルの遊び		
19. バック・プレートの状態			(2) レリーズ・フォーク先端の遊び		
20. ブレーキ・ディスクとパッドとのすき間			(3) クラッチ・ペダルの床板とのすき間		
21. ブレーキ・パッドの摩耗			2. クラッチの作用		
前 輪 左 前 mm 右 前 mm 後 輪 左 前 mm 右 前 mm			3. クラッチ液の量		
後 mm 後 mm 後 mm 後 mm			4. トランスミッション、トランスファのオイル漏れ		
			5. トランスミッション、トランスファのオイル量		
			6. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み		
22. ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷			7. ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷		
23. センタ・ブレーキ・ドラムの取付の緩み			8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト継手部のがた		
24. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間			(1) スプライン部の摩耗によるがた		
25. センタ・ブレーキのライニングの摩耗			(2) 自在継手部の摩耗によるがた		
26. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷			9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンター・ベアリングのがた		
27. 油圧式二重安全ブレーキ機構の機能			10. デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量		
III. 走行装置					

[illegible]

22警LPS-V-05006

令和 6年 3月 4日

現地外注整備共通仕様書

(道路運送車両法適用市販型車両)

航空自衛隊御前崎分屯基地

目 次

1	総則	
1. 1	適用範囲	1
1. 2	用語の定義	1 ～ 2
1. 3	関連文書	2
1. 4	仕様書の分類	3
2	役務に関する要求	
2. 1	一般	3
2. 2	整備作業の種類	3
2. 3	作業内容	3 ～ 4
2. 4	部品・材料	4 ～ 5
2. 5	機能・性能	5
3	品質保証	
3. 1	品質保証資料	5
3. 2	監督・検査	5
3. 3	保管責任	5
3. 4	修理完成品	5
4	その他の指示	
4. 1	提出書類	5
4. 2	官給品	5
4. 3	付属品・予備品	5
4. 4	計測器・試験装置	6
4. 5	安全管理	6
4. 6	補給の手続	6
4. 7	契約相手方の技術協力	6
4. 8	車両等の受け渡し	6
4. 9	仕様書の疑義	6

航 空 自 衛 隊 仕 様 書				
仕様書の 種 類	内容による分類	役 務 仕 様 書		
	性質による分類	共 通 仕 様 書		
物品番号			仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	現地外注整備共通仕様書 (道路運送車両法適用市販型車両)		2 2 警隊 L P S—V—0 5 0 0 6	
			承 認	令和 6 年 3 月 4 日
			作 成	令和 6 年 3 月 4 日
			改 正	令和 年 月 日
			作成部 隊等名	第 2 2 警戒隊 基地業務小隊

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、第 2 2 警戒隊長（基地業務担当部隊の長）が行う道路運送車両法適用となっている市販型車両の外注整備において、契約相手方が実施する共通事項について規定する。

1.2 用語の定義

この仕様書及びこの仕様書を適用する個別仕様書において用いる用語の定義は、次による。

1.2.1 関連文書

関連文書とは、当該仕様書に引用する文書及び当該仕様書の参考となる文書で次のものをいう。

a) 引用文書

引用文書とは、当該仕様書に直接引用した文書及び図面をいう。

b) 参考文書

参考文書とは、当該仕様書に規定した事項をさらに理解させるため、参考となる文書及び図面をいう。

1.2.2 個別 T O

個別 T O とは、次に示すものをいう。

a) 当該車両等に適用する技術指令書（J．T．O．）

b) 製造会社取扱説明書等（製造会社が車両等の整備を目的として作成した取扱説明書、修理書、オーバーホール指令書、整備基準、部品目録及び図面で整備作業の基準となるもの。）

品名	現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用市販型車両）
----	-----------------------------

1.2.3 車両等

車両等とは、航空自衛隊車両等整備基準（J. T. O. 00-10-9）第1-2表に示す車両及びその構成品、部品、付属品及び予備品をいう。

1.2.4 修理不能

修理不能とは、次の各号の場合をいう。

- a) 個別仕様書に規定された修理限度を超える場合
- b) 個別仕様書に特に規定がない限り、修理に必要な部品材料費（官給品を含む。）、役務費及び梱包輸送費を含む総費用が、車両購入価格の65%以上になる場合
- c) 特に官側が規定した場合

1.2.5 監督

監督とは、契約の適正な履行を確保するため契約相手方の履行途中において、契約の要求事項に適合するか否かを確認することをいう。

1.2.6 検査

検査とは、車両等の品質及び機能、性質が当該契約の要求事項に適合するか否かを確認し合格又は不合格の判定を行うことをいう。

1.3 関連文書

関連文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、特に版を指定する以外は入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

1.3.1 引用文書

a) 法令等

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）
道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）
自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）
自動車の点検及び整備に関する手引（昭和58年運輸省告示第123号）
自動車整備標準作業点数表（日本自動車整備振興会連合会）

b) 技術指令書

航空自衛隊装備品等共通整備基準（J. T. O. 00-10-1）
航空自衛隊車両等整備基準（J. T. O. 00-10-9）
車両等の塗装及び標識（J. T. O. 36-1-3）
車両等の防錆処置要領（J. T. O. 36-1-52）
個別TO等

1.3.2 参考図書

- a) 航空自衛隊物品管理補給規則（昭和43年航空自衛隊達第35号）
- b) 航空自衛隊装備品等整備規則（昭和46年航空自衛隊達第10号）
- c) 航空自衛隊調達規則（JAFR124）
- d) 航空自衛隊物品管理補給手続（JAFR125）
- e) 航空自衛隊の車両及び器材等に対する給油指令（J. T. O. 00-20B-6）

品名	現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用市販型車両）
----	-----------------------------

1.4 仕様書の分類

車両等の外注整備仕様書を次のとおり分類する。

a) 現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用市販型車両）

この仕様書は、車両等の外注整備について基本的事項を規定する。

b) 個別仕様書

この仕様書は、外注整備について個々の車両等に対する要求事項を規定する。

2 役務に関する要求

2.1 一般

整備作業は、次の各号に示す要求事項を満たすものとし、整備作業の実施に際しては、車両等の特性、状態を考慮して整備資源及び整備工数等を経済的かつ効率的に使用して作業を実施しなければならない。

2.2 整備作業の種類

a) 定期点検

定期点検は、道路運送車両法第48条に基づく定期検査（3か月、6か月、12か月、24か月）を実施するものとする。

b) 追加整備

道路運送車両法の保安基準（以下「保安基準」という。）に適合しない状態又はそのおそれがあると認められる場合は、その状態を監督官に報告し、監督官の承認を得た後に分解整備や修理等の作業を実施するものとする。

c) その他の整備

その他の整備は、個別仕様書で規定した作業を実施する。

2.3 作業内容

この仕様書の2.2項に示す各工程の作業は、個別仕様書で特に規定するほかは、次のとおり実施しなければならない。

2.3.1 定期点検

定期点検は、自動車点検基準、自動車の点検及び整備に関する手引きに基づき目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い車両等が規定の性能を発揮するに必要な作業の要否を確認する。確認の結果を自動車点検基準に定められた点検整備記録簿等に記録するものとする。

2.3.2 追加整備

a) 分解整備

定期点検の結果、判明した要修理箇所を整備するため必要な単位に分解する。また、分解した部品は個別TO等に定める整備基準等に基づき目視点検、機能点検又は計測等を行い車両等が規定の性能を発揮するに必要な修理方法及び交換を要する構成部品、部品、材料（以下「部品等」という。）を判定する。確認の結果を外注整備修理明細表（別紙様式第1）に記録し、監督官の承認を得るとともに、分解した部品等は交換部品等を除き必要な清浄度を保持するための処置を行う。

品名	現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用市販型車両）
----	-----------------------------

b) 修理等

修理等は、この仕様書の第2.3.2項第a)号で判定された修理方法により、要修理箇所を車両等が規定の性能を発揮するように修復するため次の作業を行う。

1) 交換

交換は、第2.3.2項第a)号で交換を要すると判定された部品等を第2.4項により交換する。

2) 加工

加工は、修理のため要修理品の状態、特性に応じ最も適した方法で行う。

3) 組立・調整

組立・調整は、第2.3.2項第a)号で使用可能品と判断されたもの又は第2.3.2項第1)号及び第2)号により修復した部品等を車両等の性能を発揮させるため適正な手順、方法により組立、必要に応じ各部位を調整する。

4) 潤滑

潤滑は、車両等の必要な部位又は部品等に必要な潤滑効果を得るため、適合した油脂を選定（官給品は除く。）のうえ適正量を給油する。

2.3.3 塗装等

a) 塗装及び標識

塗装及び標識は、個別仕様書で特に規定する場合を除き、車両等の塗装及び標識（J. T. O. 36-1-3）に基づき実施するものとする。実施にあたっては、極力部分塗装とし、全面塗装を実施する場合は監督官の指示を得て実施する。
なお、全面塗装を実施する場合、塗装回数は下塗り（プライマー塗装）1回、上塗り2回以上とする。

b) 塗色

塗色は、車両等の塗装及び標識（J. T. O. 36-1-3）による。ただし部分塗装を実施する場合には、周辺の塗色に極力一致させるものとする。

2.3.4 作業の中止

次に示す場合は作業を一時中止し、監督官に申し出て官側の指示を受けるものとする。

a) 車両等を修復するため、仕様書で規定した以外の整備作業が必要な場合

b) 車両等が整備作業中に修理不能に該当すると判明した場合。ただし第1.2.4項第b)号に該当する場合は、修理不能品発生（見込）報告書（別紙様式第3）を作成し官側に提出するものとする。

2.4 部品・材料

a) 整備作業に必要な部品等は個別仕様書で規定したものを除き、契約相手方で準備するものとする。

b) 部品等は、原則として製造会社の純正部品とする。

c) 整備作業において修理不能品（組部品）が発生し、これの使用可能な部品等が他の組部品の修理等に流用することが可能な場合は、活用を図り修理費を節減する。ただし、流用は同一契約の範囲内とする。

品名	現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用市販型車両）
----	-----------------------------

d) 整備作業において交換した部品は、すべて官側に返納するものとする。

2.5 機能・性能

車両等の機能・性能は、保安基準及び自動車点検基準に適合したものでなければならない。

なお、個別仕様書に規定がある場合には個別仕様書による。

3 品質保証

3.1 品質保証資料

契約相手方は、この仕様書の第2.3項により作成した結果等を品質保証資料として、これらの写しを契約が完了した会計年度の翌年の3月31日から5年間保管し、いつでも参照できる状態にしておかなければならない。

3.2 監督・検査

監督・検査は、補給本部長の定める標準監督・検査実施要領により実施するものとする。

3.3 保管責任者

車両等の引き渡しから引き取りの間の一切の責任は、契約相手方の責任とする。

なお、修理期間中における契約相手方の過失、その他により生じた損害はすべて契約相手方の負担とする。

3.4 修理完成品

車両等の引き取りから6か月以内において機能不良、損害等が発生し、その原因が契約相手方によるものであることが明らかに認められる場合には、契約相手方は無償で再修理の責を負うものとする。

なお、判定については両者協議のうえ決定するものとする。

4 その他の指示

4.1 提出書類

契約相手方は、次の書類を整備作業終了後、官側に提出しなければならない。

- a) 外注整備修理明細表（別紙様式第1）
- b) 官給部品使用明細書（別紙様式第2）
- c) 修理不能品発生（見込）報告書（別紙様式第3）
- d) 車両等員数表（別紙様式第4）
- e) 点検整備記録簿
- f) その他官側の指示するもの

4.2 官給品

契約相手方は、原則として官給を受けなければならない。

なお、官給を受けた場合は、官給部品使用明細書（別紙様式第2）を作成し官側に提出するものとする。

4.3 付属品・予備品

付属品・予備品の整備は、個別仕様書で特に指定した場合を除き原則として整備の対象外とする。

品名	現地外注整備共通仕様書（道路運送車両法適用市販型車両）
----	-----------------------------

4.4 計測器・試験装置

車両等が要求事項に適合していることを確認するために使用する計測器・試験装置は、道路運送車両法の規定に適合したものでなければならない。

4.5 安全管理

契約相手方は、各試験の実施、危険物及び高圧ガスの製造取扱い、公害の発生する恐れのあるものの取扱い並びにその他作業事故を起こしやすい作業について法令に係るものは当該法令（契約相手方が必要により定めた基準等を含む。）に基づき適切な安全管理を実施しなければならない。

4.6 補給の手続き

次の事項に示す補給上の手続きについては、官側の指示による。

- a) 車両等の受け渡し
- b) 官給品の請求手続き等
- c) 交換した部品の返納処理

4.7 契約相手方の技術協力

契約相手方は、官側から次の事項について依頼された場合には、技術協力を実施しなければならない。

- a) 不具合に関する原因、対策及び処置に関する調査、検討
- b) その他技術事項に関する資料等の提出又は提示

4.8 車両等の受け渡し

- a) 車両等の搬入・搬出は、原則として官側が実施するものとする。その際に、契約相手方は車両等の員数を確認し車両等員数表（別紙様式第4）を作成し、官側に提出するものとする。その他細部については官側の指示によるものとする。
- b) 搬入・搬出の整備工場については、御前崎市、菊川市、牧之原市、島田市、吉田町、藤枝市、焼津市、掛川市、袋井市、浜松市にあり、基地から45km圏内にあること。

4.9 仕様書の疑義

この仕様書について疑義が生じた場合は、官側に申し出て調整するものとする。

外注整備修理明細表

[illegible]

官給部品使用明細書

[illegible]

修理不能品発生（見込）報告書

航空自衛隊
第 1 航空団
契約担当官 殿

住 所

会 社 名

代表者名

調達要求番号		数量	
契約番号		金額	
契約年月日		納期	
品 名			

上記について、修理限度額超過が見込めますので、指示されたく報告
します。

監督官確認
年 月 日
階 級
氏 名

車 両 等 員 数 表				
車 両 名		受入年月日		
		引渡年月日		
物品番号		差出部隊名		
証書番号		車両番号		
調達要求番号		契約番号		
会社名				
物 品 名	定数	現 況	状 態	備 考
搬入時累計走行料（時間）数				
検査官		監督官		

令和7年度車両部品割引率価格決定結果

[illegible]